

企業会計基準委員会 御中

企業の資金調達の円滑化に関する協議会

「退職給付会計の見直しに関する論点の整理について」コメント

当協議会は、主に資金調達の円滑化に関して、討議・提言を行う民間事業会社約 60 社からなる団体ですが、一連の国際会計基準へのコンバージェンスにおいては、資金調達への影響も大きいと考え、関心を持ってその動向を注視しています。

今回の貴委員会の本件コメント募集については、以下の論点について会員企業に意見を求め整理させて頂きました。今後の議論にご活用下さいますようお願い申し上げます。

[論点 2-2]退職給付信託の取扱い

実務指針第 7 項の退職給付信託の定義により、退職給付信託が退職給付に充当されることは明確である。従い、退職給付信託は現行どおり年金資産に含むことが合理的と考える。

[論点 4-1]数理計算上の差異の会計処理

多くの会社で年金資産はその性格上、長期的視野にたって運用していると考えられるが、期間損益が一過性の金利変動や一時点の資産評価による影響を全額計上・反映したものであるならば、投資家が企業の投資判断を行う際の、財務諸表の有用性が大きく損なわれると考える。そのため、数理計算上の差異は即時認識すべきではない。

また、発生した数理計算上の差異については全て、リサイクルを通じて損益として認識すべきであると考ええる。

[論点 4-2]重要性基準と回廊アプローチ

上記[論点 4-1]に関するコメントのとおり、数理計算上の差異については遅延認識をすべきと考えるが、その場合には回廊アプローチと重要性基準の二つの認識方法がある。回廊アプローチは期末時点における数理計算上の差異を厳密に測定した上で、その回廊部分については認識しない。一方、重要性基準では退職給付の長期的性質を鑑み、退職給付債務の変動が一定の重要性を満たさない場合には、退職給付債務の見直しを行わない。一度測定した数理計算上の差異を回廊内であるということで永続的に認識しない合理的な理由は乏しく、また退職給付の長期的性質を鑑みると、重要性の判断により短期的影響を排除する重要性基準の方がより合理的であると考えられる。よって重要性基準の適用を引続き認めるべきである。

[論点 4-3]過去勤務債務の会計処理

期間損益が給付利率の変更等によって過去から将来までの長期に亘って発生する影響額を、一時点で全額計上・反映したものであるならば、投資家が企業の投資判断を行う際の、財務諸表の有用性が大きく損なわれると考える。そのため、過去勤務債務についても即時認識すべきではないと考える。

[その他意見等]

1. 全般
 - ・ 会計処理や開示ルールを明確にし、同一のルールを下に開示することは投資家の視点にたてば比較の容易さを向上させるため、退職給付会計においても、国際会計基準にコンバージェンスすることは適当。
 - ・ 国際会計基準の採用やコンバージェンスについては同意していると思われる我が国において、退職給付信託のみを、個別の観点から論じることは難しい。
 - ・ 当期利益、包括利益の扱い方により、退職給付会計の見直し方の考え方も異なってくる。例えば、当期利益を重視するのであれば、即時認識される場合も、多額の退職給付費用を一時に計上するのではなく、包括利益で認識した上でリサイクルする方法が適当と考えるが、包括利益が重視されるのであれば、即時認識そのものが不適切と考える。
2. 論点 2-2 退職給付信託の取扱い
 - ・ 議決権等が会社に残る、など年金資産と考えるには疑問な点あり。
 - ・ 年金資産の不足を株式の含み益で補填したと考えられる退職給付信託導入時の状況を鑑みると、制度そのものが不適切と考える。
3. 論点 4 数理計算上の差異と過去勤務債務の会計処理
 - ・ 現状の国際会計基準と日本の会計基準との隔たりを考慮すると、日本基準が国際会計基準との整合性を保つためには、論点整理の中で挙げられている会計処理の中では、回廊アプローチによりリサイクルの仕組みを通じて遅延認識を認めている米国基準が望ましい。

以上